

平成27年第13回玉名市農業委員会総会議事録

平成27年11月5日(木) 午後2時 玉名市福祉センター B会議室
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	4番	西畠めぐみ	5番	赤松 繁之
6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸	9番	荒木 享二
10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保	13番	森川 正志
14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸	17番	高根 政明
18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公	21番	田上 一
22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正
26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男
30番	平本 博	31番	永田 眞一	32番	出口 京子	33番	井本 義和
34番	尾池 秀實	35番	中村 亘	36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子
38番	村端 一弘						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

3番 清田 順次

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	福田 高広	次長	二階堂正一郎				
係長	上村 健也	参事	西山 美和	主査	田川 由香	主査	渡邊布由紀
主任	宮田 正文	主事	野村由香				

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第69号 農地の所有権移転許可申請について(3条許可分)
第70号 農地の使用貸借権設定許可申請について(3条許可分)
第71号 事業計画変更承認申請について(5条許可後)
第72号 農地の転用許可申請について(5条許可分)
第73号 農用地利用集積計画の決定について
第74号 農用地利用配分計画案の意見決定について
第75号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

報 告

第25号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)
第26号 農地の形状変更届について
第27号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（福田高広君） それでは改めましてこんにちは。ただいまから開催したいと思えます。

現在、委員38名中、本日は清田委員から欠席の届けがあつておりますので、37名の出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条により会議は成立しておりますので、これより平成27年第13回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 永田会長より御挨拶をいただきまして、会議規則第4条により議長をお願いし、進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さんこんにちは。大体農繁期、稲刈りも大体終わりに近づいておるようでございます。皆さん毎日のお仕事お疲れさまです。本日は、皆さんにおかれましては、何かとお忙しい中、御出席をいただきまして本当にありがとうございます。

本日は、農業会議より講師をお呼びしておりますので、総会終了後に農業者年金制度について説明をしていただきます。また、先日、熊本農業ステップアップ運動のチーム編成をしていただきましたが、目標の設定などを決めておりませんでしたので、研修終了後に各チームごとに集まっていたいで、検討していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、一つお願いがございますけれども、お手元の全国農業新聞についてというお願いでございます。私たちは農業委員の仕事の中に農業新聞の普及があります。農業新聞とは、農業・農村について、一週間の重要なニュースをコンパクトに内容や影響などをわかりやすく説明してあり、技術や販売、農業者年金などについて、農業経営に役立つ情報が記載してあります。農業担い手における悩みや課題の解決の糸口となるヒントや、先進的な取り組みが紹介されており、地域リーダーの貴重な情報源となっております。日々移りゆく農業情勢についての情報提供も、農業委員の重要な任務の一つとなっております、委員の皆さんにもぜひ御協力をいただきたいと思います。

資料としてお配りしております別紙、平成27年の市町村別新聞普及状況表をご覧いただきたいと思えます。ここに記載してありますけれども、玉名市は決して満足のいくような状況ではございませんので、ひとつ皆さんがお一人3部を目標に御近所あるいはお友達、講読の普及をお願いしたいと思っております。本日お配りしてあります粗品は、全国農業会議所よりいただいたものでございまして、申込用紙

とともに普及の際にお使いいただきたいと思っております。

どうかひとつ玉名市が良い位置に普及ができますように、委員の皆さんの御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。そして目標が達成できますようにひとつ、1人2人3人と加入をお願ひいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、この全国農業新聞の普及についてのお願いは、詳しくは議案終了後、事務局のほうより詳しくまた説明をしていただきますので、その節よろしくお願ひいたします。

それでは、早速議案に移りたいと思っております。本日の議案は、議第69号より議第75号までの111件と、報告第25号から報告第27号までの37件が提案されております。慎重なる審議、よろしくお願ひいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（永田知博君） 本日の議事録の署名委員は、11番、浦谷委員と12番、志水委員にお願ひいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） 議第69号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局長（福田高広君） 1ページからお願いします。議第69号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成27年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、小島と千田川原の申請人で、申請物件が小島の田1,629㎡外2筆、計4,825㎡を農業廃止と経営拡張による売買です。

2番、沖縄県石垣市と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑508㎡を親せきに贈与するものです。

3番、沖縄県石垣市と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,084㎡外7筆、計5,157㎡を耕作不能と経営拡張による売買です。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑5,227㎡外2筆、計11,302㎡を子へ贈与するものです。

以上4件、合計21,792㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係を見ても問題ないこと、また下限面

積要件を超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し御提案いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） 説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○10番（竹下宏介君） 10番、竹下です。1番の案件について御説明いたします。

譲渡人は農業廃止です。譲受人は経営拡張で、ゆくゆくは法人化に向けて頑張るというようなことでございます。許可相当と判断いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） 2番、どうぞ。

○22番（小山久仁江君） 22番、小山です。2番の案件は、相続された譲渡人は沖縄県在住で耕作不能なので、今まで農地を管理されていた親戚関係の譲受人へ贈与ということで、何ら問題なく許可相当と判断します。

そして、3番の案件は、譲渡人は耕作不能、譲受人は経営拡張で、下限面積も満たしており、何ら問題なく許可相当と判断します。

○議長（永田知博君） 4番、どうぞ。

○33番（井本義和君） 33番、井本です。この人は今年新規就農という形で農業をされる方で、そのまま親から子への贈与という形で、何ら問題もないと思います。許可相当と思います。

○議長（永田知博君） どうもありがとうございました。担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ありがとうございます。御意見、御質問がないようでございますので、採決に入ります。農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（永田知博君） ありがとうございます。異議がないものと認め、議第69号については、許可することに決定しました。

次に、議第70号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 3ページをお願いします。

議第70号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成2

7年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田543㎡外2筆、計1,014㎡を、労力不足と経営拡張により、平成27年11月5日から30年間契約するものです。

2番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の畑16,317㎡のうち9,634㎡を、経営移譲により、平成27年11月5日から30年間契約するものです。

3番、天水町の申請人で、申請物件が南坂門田の畑5,566㎡外4筆、計18,404㎡を、農業者年金受給により、平成27年11月5日から15年間契約するものでございます。

以上3件、合計29,052㎡を御提案申し上げております。

農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地の利用をすること、機械、労働力、技術、地域との関係を見ても問題ないこと、下限面積要件も超えているから、許可要件の全てを満たしているものと判断いたしまして御提案いたしております。よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いします。

○2番（鶴田克士君） 2番の鶴田です。譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大ということで、本人のお母さんと奥さんが手伝っておられ、所有農地及び小作のうちは全て露地栽培を耕作されており、下限面積も満たされておりますので、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） 2番、どうぞ。

○28番（宇佐勝則君） 28番、宇佐です。2番の件について説明します。

使用貸借人、親子です。畑、経営移譲、16,317㎡のうち、子どもへ9,634㎡を子どもさんに譲るということで、何の問題ないかと思えます。許可相当と思えます。

○議長（永田知博君） それでは3番、どうぞ。

○36番（丸山陽治君） 36番、丸山です。3番の議案の説明をいたします。

貸人と借人は親子でございます。農業者年金受給の再設定のためでございます。何もなく許可相当と思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問ないようでございますので、採決に入りたいと思えます。農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) ありがとうございます。異議がないものと認め、議第70号については、許可することに決定しました。

次に、議第71号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(福田高広君) 4ページをお願いします。

議第71号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成27年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が寺田の畑518㎡で、当初6カ月の期間でありましたが、工事が終わらなく長期に借りる必要があるため3年間に期間を延長するものです。

2番、申請物件が岱明町の畑1,079㎡で、当初借家及び車庫の予定でしたが、資金不足となり太陽光発電施設に変更するもので、次の議第72号10番と関連がございます。

3番、申請物件が岱明町の田154㎡で、当初店舗の予定でしたが、計画が途中で頓挫し、個人住宅に変更するもので、次の議第72号11番と関連がございます。

以上3件、合計1,751㎡を提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準の項目に適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断して御提案申し上げております。

また、地元委員さんと同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) ありがとうございます。説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いします。

1番、どうぞ。

○13番(森川正志君) 13番、森川です。今、事務局からの説明どおり、6カ月間の一応転用でございましたけれども、何しろ工事が思うように進まなくて、当初、3年間という当初どおりに変更をするということです。これは全然問題ないと思ひまして許可相当と思ひます。

○議長(永田知博君) 2番、どうぞ。

○20番(斎藤潔公君) 20番の斎藤です。これは7ページの10番のところと関係があります。詳しくはそちらのほうで説明をしたいと思ひます。

当初、借家4棟と車庫1棟を建てる予定だったけども、お金が続かなくなったので太陽光発電施設にしたいという変更です。以上です。

○議長（永田知博君） それでは3番、どうぞ。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。当初店舗を建てる計画でありましたが、この店舗を建てる娘さんのほうが、友達と共同で店をつくるということでしたが、娘さんが美容師をやめられたということで、急きょ頓挫するという形になって、今回その娘婿のほうから、子どもの住宅を建てるということで変更がされております。これも72号の11番と関連しておりますので、そのときに説明いたします。

○議長（永田知博君） どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） 18番、取本です。2番と3番ですけど、これ昭和48年に許可が下りてますけど、もう40何年たってますけど、介在畑は現況は宅地のような形になっていると思われるんですけど、この40何年間農地としては使わずに、そういう介在畑みたいにしてこの人が管理していたと思われるんですけど、その40年間もこういう状態であったということが一つと、それと3番は、これも17年ぐらいたってるんですよ、平成10年だから、これについてもそういう状態で17年と40何年間そういう状態があって、これは税金は宅地なみ課税かなんかかかりよるわけですか今、現況で、現況課税で。

○係長（上村健也君） 事務局より御説明いたします。

固定資産税は、一応転用許可がなされると、それ以降は介在畑とかという名前で課税をされまして、それ以降は宅地なみの課税というふうにしてあります。以上です。

○18番（取本一則君） 転用許可は下りても登記しないとしゃが地目は変わらんよね。（「地目は変わりません」と呼ぶ者あり）だけん転用許可が農業委員会の許可が下りた時点で、税務課が宅地なみ課税ということでかけるわけですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）ということは、これは40何年間宅地なみ課税でかかってきとったわけたいな。（「ですね」と呼ぶ者あり）その間、1回も何も40何年なっかっていうこと自体がね、途中で出ておった可能性はないわけ。書類が何年もそっでもうないわけか。（「そうですね」と呼ぶ者あり）出とった可能性はあるよね。（「それは今となってはですね」と呼ぶ者あり）今となってはわからん。はい、いいですよ、あまりにもあればってんがね。

○議長（永田知博君） 今の件も正副会議の中でもお伺いしまして、今のおりでございます。それでよろしゅうございますか。取本委員、今のでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのほかに御意見、御質問ございませんか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) それでは、ないようでございますので採決に移ります。

農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(なしの声)

○議長(永田知博君) ありがとうございます。

異議がないものと認め、議第71号について、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第72号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(福田高広君) 5ページでございます。

議第72号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成27年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が築地の畑630㎡外3筆、計2,132㎡で、転用目的は店舗でございます。農地区分は、築地と岱明にまたがっておりまして、築地のほうは、都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地、岱明のほうは、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断いたしております。

2番、申請物件が築地の畑139㎡で、転用目的は貸住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断いたしております。

3番、申請物件が築地の畑269㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断しております。

4番、申請物件が築地の田48㎡外2筆、計1,191㎡で、転用目的は駐車場でございます。農地区分は、都市計画法に規定する用途内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

5番、申請物件が山田の田856㎡外3筆、計2,567㎡で、転用目的が、事務所兼倉庫及び駐車場です。農地区分は、上下水道管が埋設され、教育医療機関が概ね500m以内に所在する農地で、第3種農地と判断いたしております。

6番、申請物件が小島の畑373㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地で、第1種農地と判断いたしております。第1種農地につきましては原則不許可でございますが、申請地に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上及び業務上必要な施設で、集落に接続して設置するという事で許可可能でございます。

7番、申請物件が小島の畑335㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な代替地がないものと判断いたしております。

8番、申請物件が北牟田の田863㎡外1筆、計2,982㎡で、転用目的は農業用施設でございます。農地区分は、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる農地と判断いたしております。

9番、申請物件が田崎の畑1,407㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、他に適当な代替地がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町の畑1,079㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、他に適当な場所がないと判断しており、先の議第71号2番と関連がございます。

11番、申請物件が岱明町の田154㎡外1筆、計432㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設され、教育・医療機関が概ね500m以内に所在する農地で、第3種農地と判断し、先の議第71号3番と関連がございます。

以上11件、合計12,906㎡を御提案申し上げます。

申請内容を農地転用許可基準の全ての項目に適合するか否か審査した結果、いずれも不都合のないものと判断いたしましたので、御提案申し上げます。

また、地元委員さんと同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いします。

1番、2番、3番、4番、5番まで同一委員さんでございますので、続けてどうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。1番の案件について説明します。

申請人は大和リース株式会社で、スーパードラッグストアを建設予定だそうです。それで現地は玉名工業の東側の水田と畑と宅地少々を盛土して建設予定だそうです。

土砂の流出の恐れはなく、給排水は市営の上水道、排水は排水及び雑排水、汚水は、汚水枡から下水道へ放流、雨水は敷地内に浸透井戸を設置し、オーバーフローした水は水道へ放流するようで、農地は南側に畑が少しありますが、通風・日照には影響なく、農作物にも影響はないと思われ、現地調査の結果、許可相当と思われま

す。続きまして、2番の案件について説明します。

申請人は貸住宅を建設予定で、場所は岱山苑の近くで、周りは住宅地で、土石の流出を防ぐためにブロック擁壁で囲み、1戸建ての住宅を建設予定だそうで、給水は公共上水道を利用し、排水は、雨水は雨水枡を通して側溝へ放流、生活雑排水は、汚水は公共下水へ、周囲に農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思われま

す。続きまして、3番の案件について説明します。

申請人の個人住宅を建設予定で、場所は前の2番のすぐ近所で、木造の平屋建てで、三方は道路、北側は住宅という条件で、給水は公共上水を利用し、排水は、生活雑排水と汚水は公共下水へ放流、雨水は集水枡に集水し側溝へ放流、現地調査の結果、許可相当と思われま

す。続きまして、4番の案件について説明いたします。

申請人は駐車場を造成、45台分、場所は築山小学校の南で、マルエイのすぐ近くでマルエイの駐車場です。形状変更でほぼ道路と同じ高さに盛土をされておりますので、周りはコンクリート舗装の里道で、砂利舗装ということで、雨水は自然浸透です。オーバーフローした水は道路の東側にある市の水路がありますので、そこへ放流ということです。現地調査の結果、許可相当と思われま

す。続きまして、5番の案件について説明いたします。

申請人は駐車場を造成し、事務所及び倉庫を建設予定、場所は築山小学校の東側で、玉名バイパス取付道路との間で、東西は道路、北側は川、南側に少しの農地と住宅があるところで、造成はコンクリートの擁壁で囲み、鉄骨造りで平屋建て、給水は市の上水道、排水は、雑排水及び汚水は公共下水へ放流、雨水は敷地内を通る水路を通して川へ放流との予定で、建設は平屋、農地のところは駐車場のために影響はないと思われ、現地調査の結果、許可相当と思われま

す。以上です。

○議長（永田知博君） どうもありがとうございました。

それでは、6番、7番、8番、これも同一委員さんでございますので、続けてどうぞ。

○10番（竹下宏介君） 10番、竹下です。

6番の案件については、譲受人は現在両親と同居していますが、家が狭く、独立するため申請地に住宅を新築する計画です。周辺の状況については、西側は農地で、農地に接する部分には3段ブロックを積み、土砂の流出を防ぎます。東側は道路と

なっています。北側も市道です。南側は排水路です。給水については市の水路を、生活排水については合併浄化槽で処理し、排水する計画です。雨水については、周辺に側溝を設置し、排水路に流します。工事についても周辺農地に被害を及ぼさない事業計画となっています。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。

7番の案件について、譲受人は現在貸家住まいですが、今回個人住宅を建設するものです。申請地付近は住宅化された区域であり、また周辺の状況については、北側は排水路を挟んで市道です。西側は住宅です。東側も住宅で、南側は譲渡人の農地で、境にはブロックを設け、土砂の流出を防ぎます。営農条件には支障はないものと思われまます。給水については市水です。生活排水については合併浄化槽で処理し、排水計画です。雨水についてはため枡を設置し、排水する計画です。工事についても周辺の被害が及ぼさない事業計画となっています。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。

8番の案件について、去年建設されましたミニトマト出荷場へ出荷される組合員数200戸のコンテナ置場が、3回転分7,500戸分が不足するそうです。従業員及び職員の駐車場も不足するためです。土地の面積は2,580㎡です。調整池用地は400㎡です。雨水については調整池にため、徐々に南側の排水路に流します。北側は道路です。西側はミニトマト集荷場です。東側は農地になっていますが、境にはL型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。

よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） どうもありがとうございました。

それでは9番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。この9番の案件で、太陽光発電施設ですね、これは売電目的でありまして、斜面がちょっと急ですね、西向きの斜面になります。それで、現地調査のときにですね、雨水はかなりこの急斜面で流れますよと尋ねたところ、以前みかんの消毒ため池という、それを今、使っていないので、それを一応雨水のオーバーフロー分の土砂流出を防ぐための砂防にしたいということで、その西側の一番下にですね、民家があるので、そこだけは十分排水はよろしくお願ひしときますと約束をしました。あとはですね、別に何も問題なく、許可相当と思ひました。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） どうもありがとうございました。

それでは、10番どうぞ。

○20番（斎藤潔公君） 20番の斎藤です。先ほどの個人住宅4軒と車庫を造る予定が、造らないで太陽光発電施設を造ることになった件です。

太陽光発電施設を造成するというのですが、太陽光発電施設ですので生活排水は発生しません。雨水は自然に浸透させるということで、オーバーフロー分は南西のところに雨水枡を作ってそこに集めている。そして、すぐ近くに道がありますので、その側溝へ流します。そして、外周にフェンスを設置する予定です。ここの地は、城村城という文化財の敷地内にありまして、城村城というのは、戦国時代に大野氏が岱明町を領有しておりました大野氏が治めていたところです。大字の上という、「上」で書いて「じょう」と読みますが、そのもとになったお城です。その道路を隔てて南側に本丸があります。その道路を隔てた北側にこの地があるわけです。文化財の保護地なので、工事の際は文化課へ届出をします。それから、近所の方へ説明会を開いて、区長を通して説明会を開いて了解を得ております。被害はないものと思われる。現地調査の結果、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） どうもありがとうございました。

それでは、11番どうぞ。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。先ほどの議第71号の3番との関連です。

この農地は第3種農地で、転用面積は432㎡です。譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係です。目的は個人住宅を建設するもので、床面積は86.12㎡です。給排水計画については、家の前を県道が通っており、市の上下水の本管が通っております。それでそこから引き込むということです。雨水については、北側、西側の水路に流すということです。被害防除は周囲をブロックで囲むということです。近隣への被害防除については、北側は自分の実家、東側は祖父の家ということで、自分の建てる家も平屋であるため、現地調査の結果、問題はないと判断いたしました。

よろしくお願いします。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。

担当委員さんの説明を終わりました。御意見、御質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） ありがとうございます。

異議がないものと認め、議第72については、許可相当とし、農業会議へ諮問することに決定しました。

次に、議第73号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 8ページでございます。議第73号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成27年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画案のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は11ページから21ページまでの集積でございます。所有権移転が4件6,717㎡、利用権設定が84件の231,914㎡で、合計88件の238,631㎡の集積でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、御提案申し上げます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） 事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（永田知博君） どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第73号については原案どおり決定することになりました。

次に、議第74号、農用地利用配分計画案の意見決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 22ページでございます。議第74号、農用地利用配分計画案の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について、次のとおり決定する。平成27年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用配分計画案のとおり、玉名市長より意見を求められております。23ページから24ページまでの集計表で、賃貸借が2件、10,672㎡、使用貸借が9件、35,851㎡、合計11件の46,523㎡の計画案のとおり、先の議第73号及び先月の総会で決定された農用地利用集積計画の中で、中間管理機構と利用権設定を行ったものでございます。今回の配分計画案を決定することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるということになります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりまし

た。

御意見、御質問はございませんか。

(なしの声)

- 議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。農用地利用配分計画案の意見決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長（永田知博君） どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第74号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

次に、議第75号、荒廃農地の非農地化についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

- 事務局長（福田高広君） 25ページでございます。議第75号、耕作放棄地の農地・非農地の判断について。農水相経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」に基づき、下記農地の農地・非農地を判断する。平成27年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

耕作放棄地の非農地対象農地につきましては、去る7月28日に岱明町を、また7月30日に天水町をそれぞれの担当委員さんと事務局同行の上、1筆ごとに現地確認を行いました。その結果、岱明町、天水町において、106筆中、左の表のとおり52筆、計30,450㎡を、先ほどの判断基準に基づいて農地には該当しない、いわゆる非農地と判断し、また、右の表のとおり、31筆、計22,293㎡を耕作可能な農地と判断いたしましたので、御提案申し上げております。

なお、今回の審議の結果、非農地に該当すると判断した場合は、所有者に対し非農地通知書を、また、県や法務局等の関係機関に対し、非農地通知一覧を送付いたします。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

- 議長（永田知博君） どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたが、何か御質問などございませんか。

- 18番（取本一則君） 18番、取本です。これは去年、一昨年、調査をした農地ですかね。耕作放棄地の山を見て回った。

- 主任（宮田正文君） 一昨年調査した農地になります。

- 18番（取本一則君） こういう形で出たのは初めてかな今度、議案として。

- 主任（宮田正文君） いいえ、それは3月の総会のときに、一度石貫と築地地区について出しております。

- 18番（取本一則君） それとこれのやつから拾うというのは、これは左の、30,000㎡これのやつから今度事務局で登記ばしてやるわけね、この間言いよったあれ。
- 主任（宮田正文君） はい、総会で一応承認を得られたあとですね、御本人さんに。
- 18番（取本一則君） ほるけん石貫とあれは自分たちでしたけんねてこの間も言うたでしょう。これについては無償でしてやるわけたい。今年は岱明と天水で終わりたいね。これで旧町はあとはまた玉名の方に戻ります。ああ玉名に。（はいと呼ぶの玉名はどことどこ。（はいと呼ぶ者あり者あり）
- 主任（宮田正文君） これで旧町は終わりです。あとはまた玉名の方に戻ります。
- 18番（取本一則君） ああ玉名に。玉名はどことどこ。
- 主任（宮田正文君） 来年が三ツ川、月瀬のほうを回る予定ですので、よろしく願いします。
- 18番（取本一則君） ほるけんね、こういうやつはね、決めるときは、いいですか。決めるときはね、事務局と会長、副会長あたりで決めるかもしれんばってんが、運営委員さんの、各1区から6区まで代表がおんなはっでしょう。やっぱりそういうところに代表がおるわけだけん、来年からはこうしますよこうしますよ言うところ、自分の6区の委員さんが、3区なら3区でわかるわけたい。やっぱりね、運営委員会というとばもうちょっと利用ばね、いろんな議題が出たときは、運営委員さんを集めていろんな話をしましょうかていうとは、事務局で委員さんば寄せてからしたほうが俺はよかて思う。今後そういうことでお願いします。
- 議長（永田知博君） 貴重な意見をいただきましてありがとうございます。
このあと、はい、どうぞ。
- 20番（斎藤潔公君） 非農地化というのは農地ではないと判断するわけですね。そすと山林かなんかとして取り扱うわけですか。税金なんかもそういうふうな取扱いになるわけですね。
- 主任（宮田正文君） そうですね、非農地ということであれば農地ではないということでの判断になりますので、あとは法務局のほうに申請をですね、登記申請とかを後日出すわけなんですけれども、そのときに山林もしくは雑種地扱いになるかと思えます。
- 18番（取本一則君） 18番、取本です。この30,450㎡の中には、本人さんの非農地でいいですかという確認は取ってからのあがったですね。
- 主任（宮田正文君） これは全てですね、本人さんが了解のもとで、だからここに載ってないところについては、回答がないところはそのままにしています。
- 18番（取本一則君） 俺は非農地にせんばいたて、やぶくらんごとなってせんばい

たていうような人もこれはあがとらんということ。

○主任（宮田正文君） あがっていません。

○18番（取本一則君） そっでなからんとほら、5反ぎりぎり持とってね、非農地ていうとかが5反を切ると、5,000㎡を切ると、次また買うとき、農地の取得ができなかったりするけんね。簡単にはやっぱりいかんときのあるもん。その5,000㎡ぎりぎりやった農地の地目で持とって、台帳からね。だけん、本人さんのぴしゃつとした、あとから「俺は印鑑押しとらんじゃったばいた」て言われると困るけん。

○主任（宮田正文君） そこはちゃんと同意書を取っておりますので、はい。

○議長（永田知博君） 非農地についてそのほか何か御意見ありませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、意見、質問がないようでございますので、採決に移ります。

荒廃農地の非農地化について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第75号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

5. 報告

次に、報告第25号から27号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 26ページをお願いします。

報告第25号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理いたしましたので報告します。平成27年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は26ページから33ページまで、計31件、99,251㎡の解約通知を受理しております。

次に34ページ、報告第26号、農地の形状変更について、下記農地の形状変更届がありましたので報告いたします。平成27年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

34ページから35ページまで、5件、計2,678㎡の届出を受理しております。

次に、36ページ、報告第27号、許可不要転用届について。下記のとおり許

可不要転用届を受理しましたので報告いたします。平成27年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件の計194㎡の届出を受理しております。

以上、3件の報告を終わります。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。事務局より報告がございましたけれども、質問などありませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わりたいと思います。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） これからその他に移りますけれども、その他のところで何かございましたら。

○17番（高根政明君） 17番、高根です。ちょっと事務局にお尋ねしますけれども、今まで農業委員になってから4回ほどの総会を経験したといいますか、したわけですけども、きょう初めて介在畑というのが初めて出てきたわけですけども、私も初めて耳にするわけですけども、何か年数が長くなってるので介在畑と現況ですね、地目の現況、地目は田んぼ又は畑であっても現況が介在畑であるということのように思えるわけですけども、その介在畑というのは誰が認定するのか。どこで認定するのか。農業委員会の会長が認定するのか。また市長がするのか。それと介在畑になれば、先ほど事務局の答えでは、税務課は現況の宅地なみの課税をしているということを言われましたけども、都市計画のかぶつとところは都市計画税がかかると思うんですかね。40何年介在畑ではないと思うんですけども、何年ぐらいして介在畑に認定をするのか。ちょっとその辺を。

○事務局長（福田高広君） 介在畑と介在田というのはですね、農地法の第4条、第5条、農地転用ですね、農地転用の許可が下りた土地に対して、税務課が、ここは農地じゃないですよという意味で課税をするんですね。そういったところの便宜上、宅地介在畑、宅地介在畑という言葉があります。ですので、何十年たったから買えるじゃなくて、農地転用の許可があった土地に対して、税務課のほうが、ここは農地としての課税じゃなくて宅地なみの課税をしますといことで課税をしていく。その名目での名称といいますか、そういった形です。ですので市長が認定するとかじゃないです。

○17番（高根政明君） 農業委員会が認定するわけね。

○事務局長（福田高広君） 農業委員会で許可が下りた分に対してです。

- 17番（高根政明君） 転用許可があった時点なら、先の話では40何年前から介在畑ということでなってるということですね。それを農業委員会が、会長がそういう会議にかけたわけだから、会長が介在畑、介在田と。
- 事務局長（福田高広君） 介在畑、介在田というのを決めてるのは税務課のほうです。はい。課税上でするわけです。
- 17番（高根政明君） 課税上で宅地なみ課税をしてるということ。都市計画のあるところは都市計画税もかかるとということですね。
- 事務局長（福田高広君） 都市計画税まではちょっと把握はしてないんですけども。
- 17番（高根政明君） じゃあかなり40何年も税金を納めとらるっと、宅地なみで納めとらるっとということですね。
- 事務局長（福田高広君） そうですね、あくまでも宅地としての利用という目的で農地を転用許可をもらってらっしゃるので。
- 17番（高根政明君） じゃあ介在畑の認定は市長がしてやるということですね、農業委員会じゃなくして。税務課がしてるということは。
- 事務局長（福田高広君） 税の形だったらそうなりますね。
- 17番（高根政明君） はい、わかりました。
- 議長（永田知博君） ほかにございませんか。

（なしの声）

-----○-----

7. 閉 会

- 議長（永田知博君） それでは、貴重な御意見、御質問いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、本日提案されておりました議案審議を終了したいと思います。

-----○-----

閉 会 午後3時00分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成27年11月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 浦谷 幸司

農 業 委 員 志水 武保